

令和2年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第9日（令和2年9月15日 火曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 11人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	9番	細川博史君
10番	前田晃君	11番	浅尾公厚君
12番	永野裕夫君		

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員 1人

8番 甲藤真君

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
議事係主幹	佐野舞君	技 幹	大久保真穂君
主 幹	田村友妃子君		

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市 長	泥谷光信君	副 市 長	磯脇堂三君
会計管理者兼 会計課長	戎井大城君	税務課長兼 固定資産評価員	西原貴樹君

企 画 財 政 課 長	横 山 英 幸 君	総 務 課 長（併） 選挙管理委員会事務局長	中 津 健 一 君
危 機 管 理 課 長	倉 松 克 臣 君	消 防 長	宮 上 眞 澄 君
健 康 推 進 課 長	山 下 育 君	市 民 課 長	中 津 恵 子 君
観 光 商 工 課 長	二 宮 眞 弓 君	農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局長	和 泉 政 彦 君
収 納 推 進 課 長	谷 崎 清 君	教 育 長	弘 田 浩 三 君
こ ども 未 来 課 長	伊 藤 牧 子 君		

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和2年土佐清水市議会定例会9月会議、第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。8番甲藤眞君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） おはようございます。会派市民のこえの岡本詠です。今回も市民生活の向上と市政発展の一助となれますよう、その思いを込めて一般質問をいたします。また、執行部の皆様には、市民に対して分かりやすい答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

今回の質問は、今ノ山の風力発電事業に関してと新型コロナの影響による市税及び社会保険料の徴収猶予と減免について、そして本市の保育の見通しについての3件の質問をしたいと思います。

それでは、まず1つ目の質問に入ります。

今ノ山の風力発電事業については、去年の令和元年12月会議において質問する予定でしたが、時間の都合により質問できていませんでしたので、今回改めて質問をいたします。これまでにほかの議員からも質問されていますので、概要については大体分かってきたのではないかなと思っています。今回は、この風力発電の事業を進める上で、私なりに気になった点を聞いていきたいと思っています。

まず、市民課長にお伺いをいたします。ちょっとおさらいになるかも分かりませんが、風力

発電事業のメリットとデメリットについてお願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） おはようございます。お答えいたします。

市にとってのメリットとしては、建造物に対する固定資産税の収入や建設時の地元業者の活用などによる経済効果が考えられます。また、デメリットとしましては、工事中や稼働時の騒音や超低周波音、動植物の生態系など様々な環境への影響が懸念されることです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 市のほうのメリットとしては、固定資産税の収入と事業者の工事に係る経済効果ということと、デメリットとしては超低周波音とか、その辺りの懸念があるということことです。

それでは次に、税収の見込みに関してということで、税務課長にお伺いいたします。

今ノ山の風力発電に関しては、市民からもいろいろな声があるようですが、賛成派の意見の1つとして、この風力発電ができれば固定資産税が入ってきて、その額は大きく、市にとっても大きな増収となるという、今市民課長からも答弁あったような内容なんですけど、このような声があります。

本年3月会議の山崎議員の一般質問の中で、税収に関わって今ノ山風力発電の紹介があり、この風力発電ができた場合、税収としてどのような影響があるのかという質問がありました。そのときの税務課長の答弁を抜粋すると、このように答弁されています。「議員が申し上げられた大規模風力発電施設が仮に本市に設置された場合は、特に大きく税収の期待ができるのが償却資産に係る固定資産税になると思われます。大規模風力発電機の1基当たりの設置コストは、定格出力の規模にもよりますが、数億円からあるいはそれ以上かかるようです。それが本市に複数基設置となれば多大な資産となります。単純に申しますと、課税標準額1億円当たり固定資産税は140万円が課税されますので、その影響の度合いが推察できるものと思われます。また、大規模風力発電機の耐用年数は17年と思われますが、その間、毎年減価償却され税額は減少していきます。ただ、固定資産税の償却資産の場合、減価償却されるのは残存価額が取得価額の5%までとなっていますので、施設が存続し事業が継続される限り税収への影響は多大にあるものと考えられます」、このように答弁をいただいているわけですが、税収の影響は多大にあるものと考えられますということですので、つまり、今ノ山に大規模風力

発電施設が設置されたら、固定資産税としての収入が大きく見込まれるということですね。このことから、冒頭申し上げた市民の中には風力発電ができれば市にも税金が入ってくるからよいと、このような声もあるようです。

では、土佐清水市にとって本当にそのような大きな収入につながるのか。そんなおいしい話なのという、この辺り確認をしていきたいと思います。

それではまず、税務課長にお伺いいたします。今ノ山の風力発電事業により、大規模風力発電施設が設置された場合の税収の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長兼固定資産評価員 西原貴樹君自席）

○税務課長兼固定資産評価員（西原貴樹君） お答えいたします。

前任の税務課長が令和2年3月会議にて答弁しましたときの内容と同じにはなりますが、固定資産税の償却資産の場合、減価償却されるのは残存価額の5%までとなっていますので、施設が存続し、事業が継続される限り、確実に税収への影響はあります。

簡単な例としまして、1基当たりの課税標準額を1億円と仮定し、本市に計画のある45基を設置した場合には、固定資産税は1基当たり140万円掛ける45基で計算され、年間6,300万円の税収となります。

ちなみに、大規模風力発電施設の耐用年数は17年となっておりますので、17年間のトータルを積算すると、おおよそ4億7,400万円の税収となります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうということですね。年間でいうと6,300万円の固定資産税。これ、あれですね、だんだん減っていくんですね、毎年ね。17年の合計でいうと4億7,400万円の固定資産税の収入が見込まれるということですね。確かに1事業の固定資産税としては大きいと思います。了解しました。

では次に、企画財政課長にお伺いいたします。本市は、国から普通交付税、簡単にいうと国からもらってるというか、頂いているお金、つまり収入が交付されていますが、この大規模風力発電施設が設置されて市の税収が固定資産税としてアップするわけですけど、そうした場合に普通交付税への影響、これどのような影響があるかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差引きした額が交付されますので、基準財政収入額に含まれます市税が増額となりますと、普通交付税は減少することとなります。

先ほど、税務課長が答弁したとおり、17年間で約4億7,400万円の増収を見込んだ場合、その75%が基準財政収入額に算入されますので、単純計算で約3億5,500万円の普通交付税が減額されます。ですので、実質的な税収の増というのは25%に相当する1億1,900万円が増収ということになります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

普通交付税の算定の段階で、市税がアップしたことにより基準財政収入額がアップするから、そこから75%分が減額されるので、これ市としての全体的な収入を考えた場合に、固定資産税が仮に4億7,400万円入ったとしても、75%分の3億5,500万円、これはプラスにならないということでもいいですか、はい。ということです。ですので、そういうことですね。

一応、再生可能エネルギーでいうと、太陽光発電施設、俗に言うメガソーラーが市内にも複数設置されていますが、やはり建設前にはこの施設の固定資産税だけでも大きな収入になるといった話が出ていました。が、今の話を聞くと、その固定資産税も実質はその分の25%、4分の1ほどしか市の収入としてはプラスになっていないということですね。残念ですね、これね。

令和元年9月会議において、弘田議員がこの今ノ山風力発電について、こういうふうに述べられています。「再生可能エネルギーを利用するクリーンな発電で、固定資産税の収入も見込まれ、大変有意義な事業であると考えている」と、このように発言されています。この発言、私は今聞いている普通交付税の減額分を考慮してのお話なのか分かりませんが、そういうふうには聞こえなかったように感じています。このようなお話を聞くと、今の土佐清水市の財政状況の詳しくない市民は、さきに述べたような市にとっても増収につながるよいことなんだと勘違いされるかもしれませんね。

市としての収入を考えるならば、土佐清水市のように普通交付税が交付されている自治体の場合は、市税の収入が増えても普通交付税が収入の分で減らされる。もちろん何もしないよりはいいわけですが、固定資産税として100%丸々収入につながるわけではないので、そこを賛成の判断材料にするにはちょっと気をつけないといけないと考えます。

普通交付税の仕組みからいえば、当たり前のことなのですが、固定資産税は確かに増える一方で、普通交付税が減らされるから実際にちょっと違うということと、この土佐清水市の現状

を理解した上で本当にメリットがある事業なのかどうかを考えていかなければならないし、そのことを市民には正確に伝えていかなければならないと思います。このような思いから、この質問をいたしました。担当課長、答弁ありがとうございました。

次に、市長にお伺いいたします。住民の声について、この今ノ山風力発電事業について、どのような声がありますでしょうか。お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今ノ山風力発電事業につきましては、担当課からの住民説明の報告、また、ホームページや、まあ聞いてや通信というのがあるんですが、この通信を通して市民の方からの直接のお問合せもあります。

その中で、工事中や稼働時の騒音、そして超低周波音の問題、動植物の生態系など、環境への影響を懸念されている、そういう声がある一方で、環境への十分な配慮を要望した上で賛成されるという、そういう声もあります。税金云々というのは聞いたことがありません。

また、この問題につきましては、先日、風力発電が住民生活や自然に及ぼす影響について考える勉強会も開かれているとお聞きをしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 騒音、低周波音の懸念と動植物の環境への懸念ですか。あとそういった環境への配慮をした上の賛成の意見とか、賛否両論あるのは分かります。

ちょっと今私のほうで聞いている中で、土砂崩れとか災害ですよ。工事中の土砂の流出による海への汚濁の懸念とか、あと風力発電自体の非効率性、この辺りの声も届いているはずなんですけど、市長なかったですかね、その辺りは。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） そういう声も含めて、様々な御意見が寄せられておるところです。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そういう意見も含めて、様々な御意見が入っていると。これ、市長に直接電子メールで手紙を出された方がおりまして、その方の内容を私も知らされています。ちょっと本当によく調べられて、市長に対してこういう意見があるよと、どう思いますかというふうな内容だったと思うんですけど、これですね、本当に切なる、この風力発電に対して不安

の思いがすごく書かれていて、ちょっとここで紹介したいと思います。

本当に一言一句、その思いが込められていますので、全文紹介したいと思いますが、個人情報になる部分はカットします。

私は、大規模風力発電事業計画があることに大きな不安を持っています。その理由の第一は、健康被害の問題です。風力発電に使われる風車は低周波音、超低周波音と呼ばれる、いわゆる音としては耳に聞こえない、むしろ体で感じる波動を發します。これによって、日本のみならず世界中で風力発電の風車の周囲に住む人の多くが、目まい、頭痛、耳鳴り、吐き気、不眠、集中力・記憶力の低下といった症状に悩まされていることが明らかになっています。また、低周波は山間部においては谷を伝ってくるため、より遠くに届くという特徴があります。三崎地区には保育園、小学校があります。そこで学び、遊ぶ子供たちにも影響が出ることが容易に想像できます。子供たちが安心して遊び、学べる環境が脅かされる危険のあるものが造られようとしていることについて、市長はどうお考えでしょうか。

第二に、自然環境への悪影響です。動植物への影響、事業者による環境影響評価方法書を読むと、土佐清水市にいかにも多種多様な動植物が存在しているのか、今残されている自然がいかにも豊かなものかがよく分かります。

しかし、この建設計画によって風車を建てる土地の造成に加え、巨大な風車の屋根や支柱を運ぶため、既設の道路を含めた広範囲で木々を伐採する、山を削る必要があります。それによって豊かな生態系が崩れることは誰にも簡単に予測できることだと思います。幾ら環境に配慮して工事が行われると書類上は書かれていても、大規模に人の手加えられて自然がそのままであった例はありません。

私自身、土佐清水市がいかにも自然の恵みを受けている土地であるか、子供たちが自然の豊かさに育まれていたか、改めて思い知っています。土佐清水は東京から一番時間がかかる場所とよく言われています。それはデメリットではなく、人の手加えられていない貴重な自然が残っているということで、今もこれからも、そのことは土佐清水市の財産であり、魅力です。土佐清水の財産である豊かな自然を失うような計画には、市を挙げてノーという態度を示していくべきだと思いますが、市長はどうお考えになりますか。

四国の自然環境について長年研究を続けておられる谷地森秀二氏、四国自然史センター客員研究員、横倉山自然の森博物館学芸員によると、今ノ山の頂上付近には、日本固有種のニホンリスが生息しており、これは同種の群れとしては南限に当たる非常に重要な生息地であると言えます。ニホンリスは今ノ山山頂付近の広葉樹林を餌場としていて、ちょうど今回の風車建設予定地と重なります。谷地森氏は、この建設計画が実施されれば、ニホンリスの生息地に重大な影響が出るとして危惧しています。これは土佐清水市、あるいは日本という小さな地域だけ

の問題ではありません。土佐清水の生息地が失われるということは、世界の中でここでしかないものを失うということですから、地球規模の損害になるのです。その価値に気づいておられますか。私たちの世代で、このニホンリスの群れの住居を破壊し、南限を失ってしまってもよいのでしょうか。市長は、どうお考えになりますか。

土砂崩れなどへの不安。今ノ山から三原村に通じる林道は幡多けんみん病院に行く際などに、私たち家族もよく利用していますが、カーブが多く非常に急な斜面に造られています。その道路を100メートル近くある風車の羽などを運ぶのは素人ながら無理だろうと考えます。そうであれば、道路を広げるため新たに山を削ることになると思われます。また、高さが200メートルという巨大な重たい風車を建てるためには、かなり基礎部分の広さ、深さが必要であるだろうと予想されます。こうした土木工事によって土砂崩れが起きることを危惧しています。

三重県の例ですが、既存的林道では風車の部品が大き過ぎたため、非常にたくさんののり面を造って運搬した結果、激しい土砂崩れが発生しているそうです。このため、道路の寸断、上水道の取水停止という事態が発生しています。土砂の流出が起きると、三重県の例のように今ノ山山系を水源としている集落では安全な飲み水の確保が困難になります。益野川中流、上流域の景観や水辺の生き物も影響を受けます。そして、何よりも海の汚濁、竜串を中心としたサンゴ群への影響は、既に土佐清水市民が経験してきたことです。このような被害が起これるということについて、市長はどうお考えでしょうか。

第三に、風力発電自体の非効率性です。風力発電はクリーンなイメージが先行していますが、その実、非常に非効率であるということが知られています。人間生活にとって電気が必要な夏場には、適切な強さの風が吹いていることは非常に少ない。逆に、風は冬に強く吹きますが、冬場は電力需要が少ない。土佐清水は台風銀座ですが、風が強過ぎても風車は止まってしまう。ですから、必要なときに安定的に電気を供給してくれるものではないのです。風力発電の供給の不安定さを補うためには、ほかの電源、火力、原子力などが必要です。また、重たい羽根を始動させるにも外部からの電力が必要です。残念ですが、現在のところ風力発電は代替えエネルギーにはなり得ず、火力や原子力への依存が続くことになります。

このようなものを土佐清水市に建設されることによるメリットは何であると市長はお考えですか。この事業は市民のためになる事業でしょうか。

以上の点を考えると、この風力発電事業を推進することで、土佐清水市が豊かになるというよりも、地域が衰退することが明らかなです。健康被害が出ているような地域に人は集まるでしょうか。豊かな自然、伸び伸びとした居住、住環境など、都会にはない魅力を求めてくるUターン、Iターンの人々は、ほかの土地を選ぶでしょう。また、住み慣れた土地を離れて行かざるを得ない市民も出てくると思います。風力発電事業が進められて、10年後の土佐清水はど

んな姿になっていると市長はお考えになっていますか。

既に風車が建設され、稼働している地域でも様々な実績を直視し、彼らの経験から学び、風力発電の必要がないと結論づけるのが一市長として賢明な判断であると私は考えます。風力発電による被害については、世界中で多くの研究、提言があります。日本の基準という狭い視野ではなく、グローバルに物事を捉え、市民を守る毅然とした態度を貫くべきです。それが次世代のことを考えた、真に尊敬され、後々までたたえられる市長の在り方だと思います。

最後までお読みいただきありがとうございました。ぜひ、お考えを聞かせていただきたく存じます。

とまあ、このような内容を…

○議長（永野裕夫君） 岡本議員に少し確認をさせていただきます。今の手紙、内容については別に問題ございませんが、プライバシーの問題に関わるような手紙ですので、本人の許可はいただいておりますよね。その確認だけです。

はい、どうぞ。

○7番（岡本 詠君） もちろん確認しております、はい。

これ市長、一定答弁もされていて返信もされているということなんですけど、このように住民の間では賛成の意見もありますが、大きな不安を持っているのも事実であります。

事業者が公開している方法書の意見の欄を見ますと、インターネットでこういうふうにプリントアウトできますけど、例えば理由を述べられて、早急に白紙撤回を求めますとか、資料にあるような巨大な風車、風力発電機を設置すること自体に反対を表明します。賛成の意見がなくて、不安とか反対の意見がほとんどになっております。そのことを踏まえて、次の質問に移りたいと思います。

次に、知事からの意見聴取に関してということで、引き続き市長にお伺いをいたします。

環境影響評価法の手続の中で、地域に応じた環境アセスメントを行うことが必要であるため、地域の環境をよく知っている住民を含む一般の方々や地方公共団体の意見を聴く手続が設けられていますが、意見はもう出されましたでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨日の弘田議員の質問に市民課長からも建設までの流れ、手続については答弁がありました。

その中で、この配慮書、方法書、準備書、評価書、こうやって順に流れていくわけですが、この知事からの意見聴取につきましては、昨年11月18日付で県より市に対して、ジャパン・ウィンド・エンジニアリングの今ノ山風力発電事業に係る方法書に対する意見書の

提出を求められましたが、市民の皆様の御意見等を踏まえ、１１月２２日付で、これ正確に読みますと、令和元年１１月１８日付、元高環境第６８２号で照会のありました今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について回答しますということで、騒音・超低周波音に係る影響が懸念されており、環境への影響の回避を最優先すること。また、地域住民等に対し積極的な情報提供を行い、分かりやすく丁寧な説明を実施し、地域住民からの意見を十分配慮していただくよう意見を回答したところであります。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） それともう一つ、今のは今年の１１月１８日付でジャパン・ウィンド・エンジニアリング、この意見書であります。

また、今年の２月２６日付で、日立サステナブルエナジー、この会社からも方法書に対する県から意見を求められておりますので、これについては、３月２日付でコウモリ類やタカ類等の生態系への影響が懸念されており、環境への影響の回避を最優先すること、地域住民との関係性を大切にすること、そして当該エリア、この今ノ山にはジャパン・ウィンド・エンジニアリングも計画をしているということでありますので、十分な協議調整を行うこと、こういった意見書を県に提出しております。

○議長（永野裕夫君） ７番、岡本 詠君。

（７番 岡本 詠君発言席）

○７番（岡本 詠君） そうですね。ありがとうございます。

これインターネットにも公開されていたり、一般の方も見られるようになっていまして、私の手元にも資料あって、この内容かなと思ってたんですけど、騒音とか超低周波音の係る影響の懸念とか環境への影響の回避とか、その辺りを述べられたということですね。今年に入って日立の業者に対しては、コウモリとかタカとか、そういう話をしたということなんですけど、これ市長、意見出すに当たって、住民の意見というのは何ていうの、集約したり、聞いたりして意見を作成されたのでしょうか、市長。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども説明をさせていただきましたが、両事業者が開催をいたしました住民説明会に担当の職員が出席をし、住民の方々から出された意見等の報告を受けておるところであります。

また、先ほど答弁したように、ホームページや、まあ聞いてや通信を通して、市民の方からの直接の御意見も聞いております。

また、方法書の閲覧後、住民の方から事業者に直接寄せられた意見の概要と事業者の見解について、両事業者からの提出も受けておりまして、市民の皆様の意見を確認の上、県には意見書を提出しているところであります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 一定の説明会であったり、そういった場といいますかね、からの声を参考に意見を出したということで、その辺りはちゃんとしているなという認識をしました。

ただ、さっきの切なる思いとして私が紹介した手紙、この中に書かれていたニホンリスの生態とか、その辺りは出ていません。それでちょっと残念だなと思ひまして、本当に市民の思いというのは切なる思いですので、余すところなく首長としての意見を出していただきたいと思ひます。

今後もそういった意見聴取の場があると思ひますので、そのときにはぜひ市民の声、ひょっとしたらこれからも、もっともっと大きく賛否両論ありますけど、なるかも分かりません。そのときには本当に細かく丁寧に意見を作成してください。

一応、先日といいますか、9月10日なんですけど、興味深いニュースがありました。山形県の出羽三山周辺の風力発電計画が白紙撤回されたということです。とても参考になるので、ちょっとこれもまた抜粋して紹介したいと思ひます。

山形出羽三山周辺の風力発電計画を撤回、業者反対運動を受け判断ということで、山形県鶴岡市と山形県庄内町の出羽三山周辺で、風車最大40基による大規模風力発電事業の計画を進めてきた前田建設工業（東京）は9日、計画の白紙撤回を発表した。計画が8月に公になると、山形県や鶴岡市が、景観や文化的価値の観点から懸念を示し、全国に反対運動が広がっていた。同社の広報担当者は、環境アセスをめぐって多くの意見をいただき、計画を再検討した結果、事業の継続は難しいと判断した。皆川治鶴岡市長は、「山岳信仰の聖地であり、事業者には取下げを求めてきた。国内外の多くの方々の思いが伝わった結果だ」と話したというふうな、こういう記事が出ていました。

このように環境影響評価法では、住民の意思、意見を行政サイドがしっかりと受け止め、事業者に対してちゃんと伝えていくことがとても大事で、環境影響評価法の目的はそこにあるのではないかと考えます。

既に住民からは不安の声が上がっています。市長として意見を申し上げるのならば、業者に伝えているとかではなく、市長のほうから住民の話を聴きに行き、何が問題になっているのかちゃんと把握した上で、市の意見として提出するべきではないかと思ひますが、市長いかがですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでもそうしてきたつもりでありますし、先ほど言いましたように、先日、この風力発電については勉強会も立ち上がったということも聞いておりますし、また、これからの過程で三原村との関係もありますので、三原の田野村長、また、三原の議会の皆さんとの意見交換も必要であると思っておりますし、何よりもやっぱり市民の声を大切にしながら、今の土佐清水市のまちづくりの観点、また、ジオパークや環境、観光、こういった土佐清水市の歴史、こういったものも十分考慮しながら、これからも事あるごとに意見を県のほうには伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうですね。ぜひ、土佐清水、未来の子供たち、そして未来の市民によい環境でね、風力やるならやってもいいとは思いますが、環境に配慮して、ちゃんと駄目なものは駄目、そして市民の意見を反映させてやっていただきたいと思います。環境影響評価法の目的に沿った取組となるように、よくよくお考えになって対応していただきたいと思います。

以上で、今ノ山風力発電に関する質問は終わります。

次に移ります。

2つ目の新型コロナの影響による市税及び社会保険料の徴収猶予と減免についてということで質問いたしますが、国保に関しては、昨日前田議員が質問されていますので、それ以外を聞きたいと思います。

まず、新型コロナウイルスの影響による特例の制度の内容についてということで、市税の特例制度について収納推進課長にお伺いをいたします。制度の内容についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 収納推進課長。

（収納推進課長 谷崎 清君自席）

○収納推進課長（谷崎 清君） 特例制度の内容について御説明させていただきます。徴収猶予の特例制度について御説明いたします。

徴収の猶予制度の特例を含む、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に施行されました。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対して、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるものです。

対象となる方は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か

月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。

2つ目が、一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。これは少なくとも向こう半年間を考慮し、申請者の置かれた状況に配慮し適切な対応といたします。

対象となる地方税です。令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する住民税、固定資産税など、ほぼ全ての税目が対象となります。

徴収の猶予制度の周知といたしまして、土佐清水市広報6月号に徴収猶予の特例制度を掲載、土佐清水市ホームページ上にも同時に掲載いたしました。また、各地区の区長にも資料を配布し協力をいただいているところであります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) ありがとうございます。

今課長が答弁していただいたとおりやと思うんですけど、周知のほうも広報とか区長場のほうにも御協力いただいてやられているということで、次に、現在の特例制度に対する申請状況、これについてお願いします。

○議長(永野裕夫君) 収納推進課長。

(収納推進課長 谷崎 清君自席)

○収納推進課長(谷崎 清君) 現在の申請状況は、令和2年8月末の徴収の猶予特例申請件数は、申請11件、許可11件であります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) 11件、ちょっと何か、皆さんあんまり影響を受けてないのかも分かりませんが、少ないなと感じました。そうですね、分かりました。11件で11件全てが認可されたということで、了解です。

次に、市民課長にお伺いいたします。高齢者医療制度の特例制度について、その内容をお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長(中津恵子君) お答えいたします。

後期高齢者医療の保険料減免の内容としましては、対象者は新型コロナウイルス感染症によ

り、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方で、その場合は保険料が全額免除となります。また、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、収入が令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること、令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること、収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること、この要件全てに該当する方は保険料が一部減額となります。その減免額は、減免対象の保険料額に令和元年の所得に応じた減免割合を掛けた金額となっております。

制度の周知方法としましては、7月広報への掲載及び7月8日に保険料決定通知書を送付する際に、全被保険者にチラシを同封いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ごめんなさい、周知方法だけもう一回言ってください。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） 制度の周知方法としましては、7月広報への掲載及び7月8日に保険料決定通知書を送付する際に、全被保険者にチラシを同封いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 全被保険者に同封して周知しているということで、申し訳ないです、件数をもう一回、すみません。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） 現在の申請状況ということですか。後期高齢者医療の被保険者数は、7月末で3,577人です。現在までの申請者は10人となっており、市民課国保係の窓口で受付をし、後期高齢者医療広域連合において審査をした結果、10人とも減免が決定となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） すみませんね。ありがとうございました。3,577人中の10人とい

うことで、これもなかなかちょっと少ないのか、こんなもんなのか分かりませんが、どうなんでしょうね。分かりました。

次に、健康推進課長にお伺いをいたします。介護保険料の特例制度について、内容をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

介護保険料の減免の対象となる方は、まず、1つ目に新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方となります。

そして、もう一つ減免の対象となるのが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の収入が前年と比較して3割以上減少した場合となります。ただし、この場合、3割以上減少した収入以外にも別の所得がある場合については、その減少した収入以外の別の所得が400万円以下の場合に限られます。事業収入が3割減っていても、ほかに給与所得が400万円以上あるという場合には減免の対象にならないということです。さらに、そもそもコロナで影響を受けた収入に係る昨年の所得自体がゼロ円の方は対象になりません。

この要件で対象となった方の減免の対象となる保険料は、令和2年2月から令和3年3月分の保険料で、その減免額は減少した収入に係る前年の所得金額が全体の所得金額に占める割合に応じて決定されることとなっております。

減免制度に関する周知につきましては、市の広報7月号で周知を行うとともに、対象となる第1号被保険者全員に、7月に発送した令和2年度の保険料額の通知と併せて周知文を送付しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。その何でしたっけ、減少額に応じて決まるということですね。

同じく、現在の申請状況をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

介護保険料の減免につきましては、令和2年度の保険料額を通知した令和2年7月から受付を開始しております。

対象者となる第1号被保険者は7月末で6,415人、8月末時点での減免の申請人数は53人、うち減免決定が51人、所得の要件による不承認が2人となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 6,415人のうち、53人が申請されて2人が認可されなくて、51人が対象となっているということです。ありがとうございます。

これ市税の特例が11人、高齢者医療が10人ですね。あと介護保険料が51人ということですが、周知のほうは一定全員にされているということで、その上でこの数字なので、こういう感じでいいのかなと思いますが、なお、特例制度の対象になるのに漏れてしまうという人が1人でもいないように、さらに周知を徹底していただきたいと思いますが、市長いかがですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この減免制度につきましては、各担当から答弁がありましたように、対象者には全員に通知をし、また、広報にも載せる、そして、コロナという、ホームページでもコロナに関する専門のバナーも貼り付けておりますので、そういったところで周知を徹底するように指示をし、取り組んできたわけではありますが、なお一層、機会を捉えてこの周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

あとちょっと書面で資料的なものを送付するだけだと、もしかしたら開けてないかも分からない。開けたとしても必要な分以外は捨てているかも分からないと、結構おるので、一応、全戸に一方的に配布はしているんですけど、実は届いていない、その内容といいますか、ということも多いと思いますので、その辺りもちょっと工夫して対応していただけたらと思います。

それでは、最後の3つ目ですね。本市の保育の見通しについてということで、最近、広報とか見ていまして、生まれてくる赤ちゃんが少ないように感じています。そういう思いから、この質問をしてみました。市民課長にお願いいたします。出生者の推移について、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

過去5年についてお答えさせていただきます。平成27年度56人、平成28年度60人、平成29年度56人、平成30年度43人、令和元年度34人となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

この推移を過去5年だけ見ても、てきめんに減ってきていると感じますよね。平成27年が56人で次の平成28年が60人生まれてきたのが、今、元年度、昨年で34人ということですので本当に半分近い割合になっているということです。

次に、そうしたら園児数の推移について、こども未来課長にお伺いいたします。過去5年ですか、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

市内5か所の保育園、下ノ加江、足摺岬、きらら清水、三崎、下川口及びしみず幼稚園の過去5か年の園児数について、4月1日を基準としてお答えいたします。

平成27年238人、平成28年208人、平成29年212人、平成30年209人、平成31年196人、令和2年191人。

しみず幼稚園は、平成27年66人、平成28年69人、平成29年74人、平成30年78人、平成31年68人、令和2年61人となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 園児数もやっぱり減少してきているように、減少が目立ってきているというか、何か増える感じじゃないなという印象ですね。

最後に市長にお伺いをいたします。今、担当課長から答弁いただいたとおり、出生者、赤ちゃんの人数であったりとか、あと園児数も減少傾向にあります。これ、この先の見通しを考えたときに、このまま維持していくのか、増えていくのか、また減っていくのか分かりませんが、何かこう、いずれにしろ5年前と比べたらかなり減ってきているわけで、この辺り保育園の運営の見通し、その考え、例えば民営化とか統合したりとか、いろいろ選択肢あると思うんですが、市長として現在どのような考えを持っているかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今の出生数とか園児の人数について報告がありました。本当にこの少子化対策、これを重点的に取り組まなければならないと思っております。

平成20年、平成21年と、この少子化対策で市内でこの取組をした経過があるのですが、そのときには、とにかく100人を確保しようという、その思いで取り組んだことがあるわけではありますが、私も市長になってから、これについても重点的に取り組むということで、子育てや教育環境をとにかく充実させようということで取り組んでまいりました。

ですから、保育所運営というより、子供がいなくなったらこの保育所も立ち行かなくなりますので、まずは、この少子化対策に重点的に取り組んでいくと。これまでも教育委員会に幼保一元化ということで、一昨年、こども未来課を設置いたしまして、延長保育とか子育て支援センター、一時預かりの事業、こういったものを実施しながら子育ての充実に努めているところであります。

また、やはり若者の出会いの場づくりとか、新婚生活応援事業とか、やっぱりこの婚活の事業も併用して行いながらやってきたところであります。

そしてまたさらに、保育サービスを向上させるためにはどうしたらいいのかということで、来年度、ファミリーサポート事業とか、病児・病後児保育、どうしたらいいのかという、そういう議論を今検討もしているところでありますし、土佐清水市子ども・子育て支援事業計画というのを、そういった少子化対策や保育所運営、子育て支援を充実させるということで、この事業計画もつくっております。

このメンバーについては、保護者を中心にして、幼稚園の関係者とか、小・中学校の関係者、教育委員会、それから母子保健の関係者や行政職員、こういったメンバーで子ども・子育て支援会議というのをつくっておりますし、少子化対策、そして保育サービスの充実についても議論をしているところであります。

今、指定管理とか民営化の話がありました。これは、こういう問題はありますが、まずはこの保育の質、保育サービスを充実させて、いかに少子化対策に努めていくか、これが喫緊の課題でありますので、現時点においては、そういったアウトソーシングといったことは考えていないのですが、保育園の将来的な展望、こういった垣根をつくらず議論する必要があると思っておりますので、絶えず教育委員会、そして市長部局と、今行っている総合教育会議、こういった中で検討をし、また、先ほど言いました子ども・子育て支援会議、こういったものを中心として、必要であればまた市民の皆さんを交えた審議会とか検討会、こういったものを組織して集中的に議論していただく。もちろん保護者の意見を聴く場を設けて意見反映を行っていく

のは当たり前のことだと考えておりますし、とにかく全力でこの少子化対策に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

( 7 番 岡本 詠君発言席)

○ 7 番 ( 岡本 詠君 ) ぜひ、よろしくお願いいたします。

時間なくなりましたので、これで私の一般質問を全て終わります。

○ 議長 ( 永野裕夫君 ) この際、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 2 分 休 憩

午前 1 1 時 1 3 分 再 開

○ 議長 ( 永野裕夫君 ) 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

9 番、細川博史君。

( 9 番 細川博史君発言席)

○ 9 番 ( 細川博史君 ) おはようございます。新風会の細川博史でございます。

今日は久しぶりの質問でございますので、スピード感を持って頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今 9 月議会におきまして、第 6 0 代議長に就任いたしました永野議長、第 5 8 代副議長に就任いたしました作田副議長、本当におめでとうございます。今後の市政のかじ取りは多難なことも多々あるかと思いますが、市民のために、市民の立場で全力をもって傾注して頑張りたいと切に願っております。

それでは、通告書に従いまして質問していきますので、よろしくお願いいたします。

本年 7 月 1 8 日にオープンいたしました新足摺海洋館 S A T O U M I は、オープン後 1 か月で入館者数が約 5 万人を突破し、早くも 5 万人を突破し、周辺の施設も軒並み観光客が増えております。順調な滑り出しだと新聞にも掲載され、拝見したところでございます。

また、この間におきまして、本市におきましても新型コロナウイルス感染者が出ていないということは、S A T O U M I をはじめ、観光関連業者及び飲食店を含め、市内事業者の感染対策があつてこそだと考えております。市内事業者の新型コロナウイルス感染予防対策に感謝申し上げます。今後も、観光客誘客と感染予防対策の両輪で考えていく必要があると考えております。やはり、この新型コロナウイルスが市内経済に与えている影響は大変大きく、まだまだ回復には時間がかかると感じております。

このような状況の中で、1 0 月よりスタートいたします土佐清水地域電子通貨めじかは、県内では初、四国内でも全市民を対象とした電子通貨としては初めてとお聞きしております。新たな先進的な事業へ大きな期待を寄せているところは私だけではないと思っております。また、

一方では新しい試みには、当然不安はつきまといと考えております。

まず、この電子通貨めじかについて、市民への周知を目的として、観光商工課長にお聞きいたします。

まず初めに、協力店の今後の見込み、店舗数についてお伺いいたします。めじかは協力店が多ければ多いほど、市民にとっては利便性が高くなるとお聞きしております。市民にとりましては、利用できる店舗が多いということは大変喜ばしいことだと私は考えております。

そこで、８月２８日時点で１６４店舗と聞いておりますが、直近の協力店店舗数はどうなっているのか、また、今後の店舗数の見込みはどのようなになっているのか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

９月１１日現在で、協力店は１６７店舗となっております。今後の見込みとしましては、現在検討中と御回答いただいている事業所などを加えまして、１７５から１８０店舗を見込んでおります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ９番、細川博史君。

（９番 細川博史君発言席）

○９番（細川博史君） ありがとうございます。

今、観光商工課長から９月１１日現在では１６７店舗ですが、１７５から１８０店舗を見込んでいるという答弁をいただきました。まだまだ店舗数が少ないと思いますので、頑張ってほしいと思っております。

また、私の地元の下川口でもそうですが、地域住民の高齢化が進む中、なかなか市街地まで出かけられないという問題があると思います。めじかを使いづらい可能性があると思いますが、ぜひとも地域の商店街等への参画を積極的をお願いしていただきたいと思います。現在は、徐々にではありますが増えていると聞いておりますが、私自身、大変うれしく思っております。

そこで、私のところにも郵送されてきたのですが、市民へのめじか配布の際に、協力店の一覧表が同封されておりましたが、配布以降に協力店となったお店の周知はどのように行っているのか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） 登録した協力店のお店の最新情報につきましては、市ホームページに常に掲載していくようにしております。そのほか、市広報にて周知を行うほか、各市民センターに協力店一覧表を配付するなど、可能な限り皆様に協力店を知っていただくよう努めてまいります。

なお、細川議員が心配されている小さな地域でのお店がないところなどは、なかなか使う機会がないということは自分たちも心配しておりますが、例えば移動販売車の方たちにも参画を今していただいておりますので、そのことを御紹介しましたら、地域の高齢者の方は喜んで行ってくれていますので、そういう形での店舗拡大にも努めたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今、観光商工課長から答弁いただきましたように、ホームページや広報でのお知らせもあると聞いておりますし、また、地元の市民センター等にも情報発信ができるような状況だと思いますが、先ほども申しましたように、地域での高齢化が進む中、なかなか情報入手が難しい状況でもあると思いますので、可能な限り周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、市民への説明の実施についてお伺いいたします。

事業所に対して説明会や個別訪問を実施しているとお聞きしておりますが、市民を対象とした説明会は9月18日から9月25日にかけて実施するという事になっているようですが、電子通貨という点ではなかなか利用方法等が分かりづらいとの不安の声があるともお聞きしておりますが、市民へのめじか普及啓発に向けての説明会以外の取組について、どのように考えていますか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

まず協力店を対象としました説明会について、少し説明させていただきます。9月8日から10日の間に、中央公民館において計6回説明会を実施しまして、167店舗の協力店のうち122事業者の方に御参加いただきました。その後、説明会に参加できなかった事業者の方につきましても、個別対応を行っております。

市民向けの説明会につきましては、先ほど議員がおっしゃってくれましたが、今週の18日から25日の間に三崎浦区長場、下川口集落活動センター、中央公民館、下ノ加江市民センターの4か所で市民向け説明会を実施することとしており、また今月初旬からいきいきサロン等

に出向き、高齢者の皆様にも直接説明をさせていただいております。

めじかカードの配布が今年9月5日から始まっているため、既に観光商工課にもお問合せの電話が寄せられております。

今後につきましても、18日からの市民説明会の参加状況、御意見を参考にしながら説明会を追加するなどしたいと思っておりますし、10月以降も引き続き説明会の開催に加えて、スマートフォン教室の開催を行うなど、住民周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今、観光商工課長より説明がありましたように、9月8日以降、いろいろな説明会を行っているということでありまして、また、9月初旬からはいきいきサロンに出向いて高齢者の皆さんに親切丁寧な説明を行うということで安心したところでございます。やはり、高齢者の方々にとっては大変不安が大きいことだと思いますが、観光商工課の職員の皆様方も大変でしょうが、めじか普及啓発に向けて周知をよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、めじかカードのセキュリティについてお伺いいたします。

大変重要なことであり、市民の方々が心配しているのではないかと考えておりますが、めじかでの支払いの際の暗証番号、確認番号といいたいでしょうか、その全てのカードが統一されていることについて、セキュリティーはどのように考えていますか、できれば、暗証番号等の変更はできるのでしょうか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今回のめじかカードによる支払い時に、お店側で入力する確認コードは0000、ゼロ4つで統一しております。カードごと、個人ごとの暗証番号はありません。議員の御指摘のとおり、確かにセキュリティーの面に関して難はあろうかと考えますが、今年につきましては電子決済めじかの利用に、事業者も利用者も双方になれていただくことが重要と考えておりまして、まずはセキュリティーよりも利便性を優先させていただきました。めじかカードの機能としましては、暗証番号の変更、設定することは可能ですので、来年度以降に変更できるようにしてまいります。

繰り返しになりますが、今年度におきましては、まずは使っていただくことを最優先にさせていただきましたので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） ありがとうございます。

今も暗証番号、覚えやすい0000ということございますが、今年度もセキュリティーは当然大事であるが、まずは事業者も利用者にも慣れていただくために利便性を重視したとの課長の答弁でございますが、やはりセキュリティーに対しては大変重要なことだと思っておりますが、一定の理解はいたしました。

ただ一方で、紛失や棄損等など、状況が生じた場合の対応といたしまして、再交付は可能なのか、また、その際の保有ポイントは補償されるのか、いろいろ不安があると思いますが、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

めじかカードの紛失や棄損をした場合、観光商工課に所定の様式にて申請いただくことで、再交付が可能となっております。

申請書類は、市役所もしくは各市民センターに配置するほか、市ホームページよりダウンロードも可能です。

保有ポイントの補償につきましては、市が連絡等を受け、確認できた時点のポイントは補償できます。万が一紛失された場合は、まずは直ちに観光商工課に御連絡をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今、課長から答弁がありましたように、紛失の際には即、スムーズに再交付ができるということで安心しましたが、やはり大事なカードでございますので、皆様方も大変気にしていると思いますので、スピード感を持って対応をお願いしたいと思います。

続きまして、めじかチャージ店の状況について、観光商工課長にお伺いいたします。

8月28日現在で、めじかチャージができる店舗は8店舗だとお聞きしておりますが、直近では何店舗となっていますか。さきの質問同様に、チャージできる店舗についても地域でもチャージできる仕組みでないと、めじかの定着は観光商工課長も言いましたように、大変大事なことでございますので厳しい状況ではないかと考えますが、今後チャージ店は増えていくのか、

観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

チャージにつきましては、11月の開始を予定として現在準備を進めております。9月8日から10日にかけて、協力店向けの説明会を開催し、その説明会にてチャージができる店舗への登録依頼をさせていただきました。9月11日時点で、チャージができる店舗の登録について検討すると回答いただいている店舗を含めまして、現在27店舗となっております。

めじかは、最初の1万円分のポイント以降は、市民の方々が御自身でチャージしていただき、利用してもらうことが市内の循環につながり重要であると考えております。協力店に対し、チャージができる店舗となつていただけるよう働きかけ、市民の皆さんが身近にチャージできる店舗を増やすよう努めてまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。

9月11日現在、27店舗ということで、なるべくチャージが利用できる店舗が増えることを望んでおりますし、また、それによって市民が身近に利用できるという利点もあると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に市長にお伺いいたします。今回のめじかは新たな、かつ先進的な事業であり、地域経済の循環という観点から大変すばらしい事業であると考えております。めじかの今後の活用、利用促進について、来年度以降に向けた継続性をどのようにお考えなのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まずは、今年度配布させていただきました1万円分のめじかを余すことなく利用していただくことが重要と考えております。

めじかは、今後市民の皆様がめじかにチャージを行い利用していただいてこそ、市内での経済循環につながります。

このため、11月からめじかのチャージを始めていく予定で、現在準備を進めているところです。具体的には、めじかの定着及び利用促進を図るため、チャージに対するプレミアムポイントという形でのポイント付与を実施したいと考えておりまして、今議会にその予算を追加提

案させていただく予定であります。

また、来年度以降につきましても、引き続きめじかの利用促進に向けた施策を実施していく計画でありまして、本市の既存事業との連携により、めじかにポイントがたまる仕組みについても、現在検討を進めているところです。

なお、市といたしましては、めじかの利用促進を図っていくために、めじかは行政だけでなく、市民及び事業者の理解あってこそその事業と考えておりますので、事業者の皆さんにつきましては、事業への参画、市民の皆様におきましては、めじかの利用を改めてお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 9 番、細川博史君。

（9 番 細川博史君発言席）

○9 番（細川博史君） どうも市長ありがとうございます。

市長も言いましたように、やはり利用してこそのものでございますので、私たち議員といたしましても、このめじかの利用促進に向けて、市民及び事業所にも声をかけていきながら、このめじかを盛り上げていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産課長にお伺いいたします。現在の来客数、販売状況について、道の駅めじかの里土佐清水についてお伺いいたします。

道の駅めじかの里土佐清水内の土佐清水市地場産品販売施設につきましては、令和元年 1 2 月会議での吉村議員の質問に対しまして、農林水産課長から竜串エリア再開発を機に、施設運営者と連携を密にして集客の拡大等に積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありましたが、その後の主な取組について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

昨年 1 2 月以降の本課の取組としては、昨年に引き続き農林水産省所管の山村活性化対策支援事業による専門家、アドバイザーの講習会の開催に加え、収穫祭などのイベントも計画しておりましたが、3 月来、コロナ禍の中で計画した多くの取組ができなくなっております。

しかしながら、道の駅の地場産品販売施設を含めた市内の直販施設を紹介する小冊子の製作や発行、効率よい農産物等の庭先集荷を検討するなど、実施可能な取組を進めている状況であります。

また、地場産品販売施設の指定管理者と本課職員による施設の課題の洗い出しや課題解決に向けた戦略会議を定期的で開催し、道の駅が市民や観光客のにぎわいの場となるよう、取組を推進している状況でございます。

なお、本会議には初日の議案の内容説明のとおり、新たな取組に係る予算を計上させていただいておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

次に、本年3月頃から、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市を含めて全国各地で観光客等が大変減少しており、経済的にも大きな打撃となっていると思いますが、現在の道の駅めじかの里土佐清水の来客数及び販売額の状況について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでの今年1月から2月までの2か月間の来客数でございます。対前年比で14%の増加、販売額は対前年比で22%の増加でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた3月以降は徐々に来客数が減少し、さらに国の緊急事態宣言が発令された4月から6月にかけては大幅な減少になっております。

この3月から6月までの4か月間を比較しますと、来客数は対前年比32%の減少、販売額対前年比34%の減少、特に5月はゴールデンウィークもあり、例年多くの観光客が訪れますが、今年は県をまたぐ移動自粛要請や市内飲食店への営業自粛要請などもあり、来客数は対前年比57%の減少、販売額は対前年比65%の減少と大きな落ち込みになっております。

一方、7月から8月にかけては、新足摺海洋館SATOUMIが7月18日にオープンし、また、GoToトラベルキャンペーンが開始されたこともあり、7月から8月までの2か月間の来客数は対前年比22%の増加、販売額は対前年比88%の増加と大幅な増加に転じております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今、課長から答弁がありましたように、2月までは順調に増えておったということでございますが、3月以降はやはりコロナの影響でかなりの減少等がありました。7月以降のやはりSATOUMIという大きなイベント等があつて、それがまた上昇傾向にあるということで大変喜ばしいことだと思います。現在の道の駅、地場産業施設についての答弁、販売についてありがとうございました。

それでは、コロナウイルスの影響により、本年４月に緊急事態宣言が発令され、県内外への移動自粛要請などにより、観光客が激減し、道の駅の来客数も販売額とともに前年比でマイナスとなっていることはよく分かりましたが、現在は緊急事態宣言や県内外への移動自粛要請も解除され、また、７月１８日の新足摺海洋館ＳＡＴＯＵＭＩのオープンや観光庁が実施するＧｏＴｏトラベルキャンペーンなどにより、本市を訪れる観光客や道の駅を利用する観光客等も増加しており、道の駅の来客数も販売額についても増加に転じているとのことでありました。

次に、現在の道の駅で取り組んでいる新型コロナウイルス感染予防について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

従業員はマスクとゴム手袋の着用を徹底しております。レジ前ではビニールシートによる飛沫対策、室内は３０分間隔で換気を行っております。出入口など不特定多数の方が接触される部分については、小まめにアルコール消毒を実施しているとのことでございます。食堂は設置してあるテーブルや椅子を一部未使用にするなど、ソーシャルディスタンスを図り、また、多数の観光客等が訪れる土日祝日には、屋内から屋外で飲食の提供に切り替えるなど、感染予防対策を実施してきたところでございます。

また、来場者には入り口でアルコール消毒とマスクの着用をお願いしておりまして、さらに接触機会を軽減するために、可能な限りキャッシュレス決済をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ９番、細川博史君。

（９番 細川博史君発言席）

○９番（細川博史君） ただいま農林水産課長から答弁がありましたが、道の駅内の地場産品販売施設につきましては、マスクやアルコール消毒など、感染予防のための様々な対策を講じていると安心したところでございます。

一方では、お客さんの安心・安全を確保するため、ソーシャルディスタンスの確保などの対策を実施すれば、必然的に来客数が制限され、来客数の減少につながってくると思います。

そのような状況を見据えて、今議会補正予算案にその対応策となる施設の改修工事等の予算を計上していることと思いますが、その具体的な対応策について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

7月18日にSATOUMIがオープンし、竜串・三崎エリアを訪れる観光客は既に増加しております。これに比例して、道の駅を訪れる観光客も今後、ますます増加することが予想されております。

本課としましては、道の駅を活性化する上でも、まずは本市、清水の地元の食材を提供したいと考えておりまして、飲食部門の拡充を計画しております。

本会議には、新型コロナウイルス感染対策、ソーシャルディスタンスにより、半減した食堂の座席の確保と調理場の増設に係る補正予算を計上させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 9番、細川博史君。

(9番 細川博史君発言席)

○9番(細川博史君) ただいま農林水産課長から答弁があったとおり、特に飲食部門を含めた新型コロナウイルス対策につきましては、道の駅を訪れる方々が安心・安全で利用できるよう、しっかりと対策を講じていただきたいと切に願っております。

次に、竜串エリアの再開発を含めまして、新型コロナウイルス収束後には、当エリアを訪れる観光客や道の駅を訪れる観光客も増えていることが予想されますが、今後の道の駅における活性化対策につきましては、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

先ほどの答弁と重なりますが、飲食部門の強化に取り組んでいきたいと考えております。

本市の強みでもある魚介類の提供など、本市の特色を生かしたメニューの充実を図り、新型コロナウイルス収束後のさらに増える観光客に、清水の食を堪能してもらうよう、飲食部門の強化を考えております。

また、道の駅の活性化を任務とする地域おこし協力隊の導入を検討しておりまして、地場産品販売施設の指定管理者と連携して、施設の運営に係る企画や立案、地場製品のPR、生産者の支援、また、定期イベントの開催なども実施したいと考えております。

道の駅が市民や観光客のにぎわいの場となるよう、地場産品販売施設の指定管理者と連携して集客拡大に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長の答弁でも言われておりましたが、本市の強みは新鮮な魚介類であり、豊かな自然環境の下で、山がきれいで川はきれいで、そして海がきれいという恵まれた環境のよさを生かし、清水の食を前面に出して拡充をお願いしたいと思います。

最後に、市長にお伺いいたします。今後の道の駅めじかの里土佐清水の在り方、将来像について、市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど課長が答弁いたしましたように、9月補正で、このSATOMI効果を最大限対応するというので、コロナ対策をはじめ、飲食部門の強化、これは食堂の拡充とか調理場の改修、販売コーナーの充実、そしてまた集客対策としてのドッグランの設置、こういった応急的な改修をまず行うというのが1つの考え方ではありますが、私はこれは抜本的な改修が必要であると思っておりますので、もう既に農林水産課には基本設計と合わせて、国・県の補助事業のメニュー、こういったものも検討して、この近隣の道の駅に負けないような抜本的な改修をして、この竜串エリアと連携した道の駅になるように、そういった構想で進む考えであります。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも市長ありがとうございます。

やはり道の駅が改修して、どこにも負けない道の駅を目指して頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、健康推進課長にお伺いいたします。

まず初めに、ケアマネジャーについてお伺いいたします。ケアマネジャー不足の現状について、現在土佐清水市におきましては、高齢化率が50%近くになっております。私の地元、下川口は既に50%を超えております。そういう状況におきまして、安定した介護サービスの提供は欠かせないことだと思っております。全国的に見ましても、介護人材不足は大変大きな問題となっております。

本市におきましても、これまで一般質問でも居宅介護支援事業所のケアマネジャーの不足が取り上げられてきたと思いますが、そこで健康推進課長にお伺いいたします。

市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの不足の状況は、現在どのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

本市では、平成30年度からケアマネジャーの不足により、居宅介護支援事業所が利用者の受入れができない事態が発生しております。

要介護の認定を受けた方が介護サービスを利用するには、居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成する必要がありますが、居宅介護支援事業所が受入れできないとサービスを利用することができないため、これまでは緊急的な対応策として、地域包括支援センターが自己作成プランの作成支援を行い、ケアプランを作成することで介護サービスが利用できない状態とならないよう取組を行ってまいりました。

居宅介護支援事業所におきましても、ハローワークや市の無料職業紹介所で継続して求人情報を掲載しておりますが、土佐清水市内の4つの居宅介護支援事業所において、新たなケアマネジャーの採用がない状態が続いております。

一方で、要介護の認定者数の推移につきましては、平成31年3月末現在で828人、令和元年9月末現在で832人、令和2年3月末現在で831人となっており、ほぼ横ばいの状況となっております。

そのような中、令和2年8月末で市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが1名退職したことから、今後も居宅介護支援事業所が利用者の受入れができない状況はしばらく続く想定され、早急な対策の検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長、どうもありがとうございました。

市内のケアマネジャーが不足している状況は続いているように感じました。これは、ただの土佐清水市だけの問題なののでしょうか。近隣の四万十市や宿毛市などでは、ケアマネジャーの不足の問題が起こっているのではないのでしょうか。ケースによりましては、土佐清水のほうが市外の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに計画を作成してもらうような場合もあるのではないかと思います。そこで市外のケアマネジャーの状況の把握はどうなっていますか、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

居宅介護支援事業所は、事業所ごとにサービス提供地域を定めており、土佐清水市をサービス提供地域として定めている事業所であれば、土佐清水市の方の計画を作成することは可能となっております。そのため、昨年度、四万十市等にある居宅介護支援事業所へも健康推進課から直接依頼を行い、これまで数件の利用者の受入れをしていただいているところではありますが、四万十市の事業所も余裕があるというわけではなく、土佐清水市の状況までは行かないにしても、人員不足の状況であるとお聞きしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 続きまして、ケアマネジャーの不足の対応についてお伺いいたします。

全国的に介護人材が不足している中で、有資格者というさらに条件が厳しいケアマネジャーを確保するのは大変厳しい状況だと思います。また、有資格者という免許につきましても、やはり5年の経験がなければ資格が取れないという状況でもあります。

そのような中でも居宅介護支援事業のケアマネジャー不足については、健康推進課としても、これまで様々な対策を行ってきたと思いますが、改めてお伺いいたします。居宅介護支援事業のケアマネジャーが不足し始めた平成30年以降に、ケアマネジャー不足に対する対策はどのように実施してきましたか、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

ケアマネジャーの確保に関する対策につきましては、ケアマネジャーの資格受験料及び研修受講料等が個人の負担になっているということを踏まえ、令和元年度から土佐清水市介護人材育成支援事業により、市内在住のケアマネジャーの資格受験料及び研修受講料等の一部を助成する補助制度を創設し、個人の負担を軽減し、受講しやすい環境を整えることで、ケアマネジャーの確保に取り組んでおります。

令和元年度は5名の方に助成をし、ケアマネジャーの資格保持者の確保に一定成果があったのではないかと考えております。

また、事業を実施する中で、市内の事業所に在籍する市外在住のケアマネジャーについても助成の対象にしてほしいという要望を受け、令和2年度からは市内の事業所に在籍する市外在住のケアマネジャーを助成対象に加え、引き続きケアマネジャーの確保に取り組んでいるところです。

居宅介護支援事業所が利用者の受入れができない事態に関しては、さきの質問で答弁させて

いただいたように、緊急的な対応策として地域包括支援センターが自己作成プランの作成支援を行い、介護サービスが利用できない状態とならないよう取組を行ってまいりましたが、地域包括支援センターの本来業務である介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、総合相談、権利擁護業務に支障が出てきたことから、令和２年９月からは市の介護認定調査員が自己作成プランの作成支援を行い、介護サービスが利用できない状態とならないよう取組を行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ９番、細川博史君。

（９番 細川博史君発言席）

○９番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。私も１回ケアマネジャーを取ろうとしましたが、いろいろな制約があつて、コーディネーターは取りましたが、これは取れなかったのもので、ケアマネジャーはやはりなかなか大変な職業だと思っております。

それでは最後に、介護人材の確保について伺いいたします。ケアマネジャー不足への対応策については、様々な対策を担当課として行ってきたことはよく分かりました。高齢化率が５０％近くであり、就業人口が少ない本市にとりましたら、介護人材を確保していくことは容易でないと思いますが、今後、あらゆる手段を模索しながら安定した介護サービスを提供できるように、人材の確保につながる施策を実施していく必要があると考えますが、今後の介護人材の確保についてどのように考えているか、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

介護人材の確保につきましては、とても難しい課題であると認識しております。幡多医師会に委託をし、医療・介護・福祉について多職種間で取組を行っている在宅医療・介護連携推進事業の中でも、介護人材確保のためにこういった取組が必要か、様々な職種の皆さんと意見交換を行っておりますし、市内の介護事業所でも、以前より人材確保に向けた取組を実施しているところではありますが、なかなか人材の確保につながらないのが現状となっております。

そのような中、健康推進課では、昨年ホームヘルパー従事者を対象にアンケート調査を実施したところ、資格取得への助成をしてほしいという意見が多くあったことから、今年度ホームヘルパーの従事に必要な介護職員初任者研修を市内で実施しております。８月２３日からスタートした研修には、現在、市内外合わせて２７人の方が受講されており、この研修を受講・合格した方で、令和３年３月３１日までに市内の介護事業所に介護職員として採用、または採用が内定した方には就労支援金を交付する事業も併せて実施しているところです。

また、今議会の補正予算に計上しております医療従事者等就労支援金交付事業でも、新型コロナウイルス感染症への対策と併せて、令和3年3月31日までに居宅介護支援事業所のケアマネジャーとして新たに採用、または採用が内定した方に就労支援金を交付する事業の実施も、議決をいただきましたら予定しておりますので、今後につきましても人材確保につながる施策について、関係機関の皆さんと協議しながら検討し、展開してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長、答弁ありがとうございました。

先ほども課長から答弁がありましたように、人材確保が大変難しいことは重々承知しておりますが、介護サービスを利用したくても利用できない状態にならないように取組をお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） 議会会派みらいの谷口佳保でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って一問一答にて一般質問をさせていただきます。

6月会議に引き続き、議長よりマスク着用のお許しをいただいておりますので、着用したまま質問させていただきます。

マスクは飛沫の拡散防止に有効で、新しい生活様式でも一人一人の基本的な感染対策として着用をお願いされておりますが、厚生労働省の調べによりますと、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数、血中二酸化炭素濃度、体感温度は上昇するなど、体に負担がかかることがあるそうです。高温多湿の環境下でのマスク着用は熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離、少なくとも2メートル以上が確保できる場合にはマスクを外すようにしましょうとされております。また、マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくても小まめに水分補給を心がけ、周囲の人との距離を十分取れる場所ではマスクを一時的に外して休息することも必要とされております。

これからの生活は、ウィズコロナ、コロナを正しく知ってコロナと共存する段階になってき

ていると思います。マスクの着用方法やコロナ対策をきちんとしながら、自分自身を守るためにも、大切な人を守るためにも、新しい生活様式の実践をしながらマスクと上手にお付き合いをお願いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、7月18日には県立足摺海洋館SATOUMIが新たな歴史の幕開けをし、市長の提案理由説明の中にもありましたが、7月の土日や4連休中の入館者は1日2,000人を超え、夏休み中の8月には3,000人を超えた日もあるそうです。オープン1か月を待たずして、来場者は5万人を突破、コロナ禍の中で感染防止に努めながら運営してくださっている関係者の皆様、周辺エリアの皆様には頭が下がる思いです。

SATOUMI人気は竜串エリア周辺施設はもちろん、足摺エリア、市内観光をはじめ、幡多地域全体にも経済波及効果が広がっているようです。この機会を利用して訪れてくださった方々はもちろん、まだ訪れたことのない方にも本市の魅力をアピールし、全国に土佐清水ファンが増えることを願います。

県のSATOUMI、国のビジターセンターうみのわ、市のスノーピークキャンプフィールドを起爆剤に、今後ますます発展させるために、本市として今後どのような取組をされるか観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

日本で最初に海中公園に指定された足摺宇和海国立公園竜串エリアは、シコロサング群集等が見られる海中景観と竜串・見残しの海岸地形の優れた自然景観に恵まれた地域であり、国内有数の観光地としてにぎわっていた時期もありました。

しかし近年は、周辺観光施設の老朽化、観光客のニーズの変化等により入込客数は減少傾向にありました。そのような状況の中で官民協働による竜串再整備に取り組んできたものであり、先ほど谷口議員の御紹介がありました、市が整備したスノーピーク土佐清水キャンプフィールド、環境省の整備した竜串ビジターセンターうみのわに続き、今年7月には県が整備した新足摺海洋館SATOUMIがオープンし、このSATOUMIはコロナ禍の中でありながら早くも入館者5万人を突破したのは御案内のとおりです。周辺施設等への波及効果も見えてきております。

この竜串再整備事業をより効果的に生かすことも含め、昨年度は観光関連事業者、ボランティアの方々、市民の方々と広くメンバーとした協議会を立ち上げ、足摺宇和海国立公園竜串エリア利用計画を策定、今後5か年の周辺整備計画や関係者の行動計画をまとめました。

今年度は竜串の玄関口であり、観光案内所や土産物販売店、宿泊施設が集約されている東側市営駐車場周辺エリアの再整備に取り組んでおりまして、建物の造形が規範となり国の有形文化財として登録されました貝類展示館海のギャラリーを生かした一体感あるデザインによる再整備を進めております。

この竜串利用計画の中では、この駐車場周辺エリアを食を楽しむエリアと位置づけ、ランチを提供できる店舗を掘り起こし、地元食材を提供できるよう取り組んでおります。併せてレスト竜串の閉鎖により対応できなくなった団体客向けの食事提供もできるよう関係者で準備を進めております。既存の飲食店等と共に企画する食のマルシェの開催なども検討しております。

そのほか、今後のインバウンドへの対応につきましても計画的な案内板の標記の改修に加え、運営を担う事業者や職員を対象として、外国語専門員でもある観光係長が定期的に英会話研修も実施しています。

課題となっておりますSATOUMI周辺の西側エリアから海のギャラリー周辺の東側エリアへの観光客の移動がより活発になるような方策も検討、実施しながら、今後におきましても、利用計画に沿った事業展開を進めてまいる所存です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

確かに竜串エリアを訪れる観光客の方と何度かお話しする機会があったのですが、皆さん清水さばのお刺身を食べられるところはこの辺ではないですかとか、海鮮が食べられるお店を探していますが、この辺にはないですかという、海鮮が食べられるお店を探しておられる方に何度かお会いしました。ここでしか食べられない海の幸を求めている方が多いように感じますので、食のマルシェ、ぜひ開催できるようお願いします。

先週末、愛媛県から観光に来てくださっている方にお会いして、お話を聞きました。SATOUMIがオープンしてから、もう3回も清水に来たよと。今回で4回目。もう清水はすごい最高よと。その水族館を出たときに、目の前に広がる海、水族館の出口がちょっと暗いんですけど、暗闇からぱーと目の前に広がる海が最高で、清水のとりこになったと大絶賛してくれていました。また、その方は9月の連休中も4日間清水に宿泊してくれるということで、また観光してくれるそうです。なので、何回来ても楽しめるし、何回来ても癖になる。そんな土佐清水を売りにして、官民一体となってますます発展してもらえようよろしくお願いします。

次に、体験型観光についてですが、県のSATOUMIには、竜串湾大水槽が設置され、水族館を一足出ると目の前には自然の大水槽が広がる。SATOUMIのCMにもありますが、

まさに竜串全体が水族館になっております。

本市の得意とする体験型観光、ここにもっともっと力を注いでいただけないかと考えております。今現在、どのような取組をされているか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） 先に、先ほどのお話の中で、海鮮ものが食べられないかということですけど、先ほど答弁の中で言いましたランチが提供できるところで、個人名言っていいでしょうか、一業者の名前言っていいですか、いけませんね。1つ海鮮丼とかサバが仕入れることができたときには、サバの刺身定食も提供してメニューにもありますので、ぜひまた後でこっそり教えます。すみません、ぜひ御利用いただきたいと思います。

それでは、体験型観光についてお答えさせていただきます。

現在、竜串の豊かな自然を体感する体験は数多くあります。海中を目前に見られるグラスボート、初心者でも気軽にできる体験ダイビング、プライベートビーチでのバーベキューやマリリンジャー体験、竜串の景色を楽しみながらの竜串釣りクルージング、そのほかにもシュノーケルやSUP（サップ）、バナナボートなど様々なアクティビティーがここ近年で増えております。これらの体験型観光の利用者は年々増加傾向にあります。

細川議員に対する市長の答弁の中でありましたが、今議会で補正予算の追加提案をさせていただきますけれども、その補正予算の中には高知県の補助事業を活用した屋外観光施設等緊急整備事業費を計上しておりまして、インバウンドにも対応したグラスボートの改修や渡船場所のバリアフリー化、マリリンジェットなどマリンスポーツ関係備品充実のための備品購入費補助などを予定して、ますます体験観光を充実したいと思っております。

ハード環境整備だけではなく、関係者が竜串地域の優れた自然景観を守り、価値を広げ、さらには観光の魅力として高めていく取組を進めることが何より重要と考えております。先ほど紹介いただいた観光客の御意見もととてもうれしい御意見でした。ありがとうございます。そのような方たちに、また来たいと思ってもらえる上質なサービスの提供により、利用者の満足度の向上が図られるよう、関係者が連携、情報共有しながら継続した取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

以前も吉村議員が市内の体験型観光の件について質問された、たしか28種類ぐらい市内に

体験型観光があるというふうにおっしゃっていたと思いますが、お隣の愛媛県に海底を歩くシーウォーカーといいまして、大きなヘルメットのようなものをかぶって水中を歩いてお散歩できる水中観光や、海外では水中を座ったまま探索できる水中バイクなどがありますが、本市でもぜひ取り入れていただけないかと考えております。

ただ、水中散歩といっても何種類か種類があるようで、シーウォーカー、アクアウォークと言われるものは、大きなヘルメット状のものをかぶって水中を歩ける。実際に水族館の中を歩いているような状態になるようなんですけれども、構造上泳ぐことはできないようなんですけれども、女性の方も顔もぬれることもなく、お化粧が崩れることもなく体験できるそうです。ほかにアクアコムとか全面マスクと言われるものもあって、ゴーグルとレギュレーターが一体化のもので、大抵のものは会話もできるようになっているそうです。タンクは背負わないものが一般的なようで、そのほかにも様々あるようですが、実際の海の中に入って水中を散歩できる、探索できる、これぞまさに竜串全体が水族館だと思います。

今までの体験型観光に加えて、ぜひ県と市、連携しながらもっともっとたくさんの水中観光の提供ができるようお願いしたいと思いますが、観光商工課長いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

私事ですが、水中バイクは体験したことがあります。二、三年前でしょうか、そのときに竜串の振興会のマリッジョイの方たちに、こういうのが竜串もあつたらいいけど導入しませんかという話をしたことも確かにあります。

ただ、それにずっとやっぱり安全面もあって、それのお客さんがあつたときには、ずっとついておかなくてはならない。その分、料金は体験したときも高かったんですけれども、そういうことの仕組みが、人の配置とか金額の設定とかがうまくいけばできんこともないねということで、そのときはそれで終わりましたので、今回そういう御提案もいただきましたから、できるとなったらそういう団体でやっていただいたのが一番いいかなと思いますので、また改めて検討してみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 1 番、谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） ぜひ、実現できるようよろしくお願いします。

次に、とさしみず地域電子通貨めじかについて質問させていただきます。

午前中に細川議員のほうからたくさん質問があつて、多分重複するところがたくさんあると思いますので、1 番目の取扱店舗の状況についてという部分は割愛させていただきます。

ただ、この高齢化率が高い、高齢化率が50%になろうかとしている本市の中で、多分きつと協力店を経営されている方たちも高齢者の方が多くて、電子化に対して不安を抱いていたりとか、二の足を踏まれる経営者の方が多い中で協力店を増やしていくというのは本当に至難の業だと思いますが、今167店舗ですかね、にまで増えているのは本当にありがたいと思います。今後もよろしくお願いします。

9月に入ってから何名かの方から、近所の方とかいろいろ問合せがあったんですけども、妙に市役所やいうて封筒が届いたけど、詐欺やないやろうか言うて。市役所からカードが送られてくることがないろ言うて。怖いけど、どうしたらええやろうかと言って、その封筒を家に持ってきてくださる方とか、それこそ今朝も来る前に、隣の家のおばちゃんが、あんたこんなもんが届いちゃうけど、おばちゃん今から焼こうか思いうけんど、これはかまんろかねとか言うて、それまさにめじかが入っている封筒やったんですけど、何かちょっと高齢者の方は詐欺の手紙が届いたがないやろうかと思うて、戸惑っている方もたくさんおられるようで、市民の認知度についてどのように把握されているか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） まさに御指摘のとおりで、広報には2回載せましたし、ホームページも載せてはいるんですけども、なかなか高齢者の方には行き届いてないなということとは反省しております。

現在、細川議員の答弁の中でも言いましたけれど、いきいきサロンとかに出向いて行って、直接スマートフォンじゃなくても、こういうカードをこうやって示してくれたらお買物できます。そんなカードですよとお話ししたら、ああ、よかったという話もしてくれます。市長と一緒にすることもあるんですけど、市長もいろいろ御説明していただいているようで、それで皆さん安心はしていただけていますが、まだ本当に一部の方にしか正しい情報が届いていないということは自分たちも反省しておりますので、今後も先ほど言いましたように市民向けの説明会も重ねて行いますが、議員の皆様もぜひ、周りの皆さんにそういう御心配のお声があったらお伝えして、周知していただきたいと思いますので、この場をお借りしてよろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） 高齢者の方の中には、結構広報も見えないし、サロンにも参加していない。防災無線は聞こえないという方も結構おられますので、そんな方にも理解していただけるよう、特別給付金のおとき同様、あのときはスピード感を持って皆さん一人一人にきちんと情

報は伝わったと思います。特別給付金るとき同様に皆さんに周知が行き渡って、皆さんに御利用していただけるように、地域と共に協力しながら周知していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

この地域電子通貨の取組は、本当に先ほど細川議員もおっしゃっていましたが、今回のコロナ対策の中で一番期待している事業です。今回のみならず、今後もめじかを通じて経済対策ができる大変有効な施策だと思っております。

ただ、この市から送られたカードの有効期限、10月1日からしか使えませんよということとか、3月31日までに1万円使い切ってくださいねということ。また、使える店舗、チャージの方法、利用した後は捨てないでくださいねということをしっかりと伝えていっていただきたいと思います。

土佐清水の電子通貨、清水でしか使えないカード、また、土佐清水市民しか持てない電子通貨、清水のお金を清水で回す。コロナで影響を受けた経済対策には大変有効なものだと感じております。また、不特定多数の人が触れるお金、キャッシュレスにすることで現金に触れることが少なくなり、感染リスクを大幅に軽減できると思います。また、昨日前田議員の質問でも、スマートフォンのアプリと連携することについてありましたが、スマートフォンにカードを読み込むことで、カードの紛失を防ぐことができます。カードだと紛失のおそれがありますが、スマートフォンをなくすという方は、そうおられないかなと思います。紛失のリスクが減るということは、再発行時に職員の事務量も減ってくると思いますので、そういう事務量の軽減もできるし、現在スマートフォンを利用されている方には、ぜひアプリ利用をお願いしたいと思います。アプリ利用に協力してくださった市民の皆様には、さらに1,000ポイント付与。お得なアプリ利用を本当に私もお勧めしたいと思います。

今後の展開についてですが、電子通貨で支払いした場合のポイント付加等は、先ほど細川議員の中でも出てきましたが、どのように考えられておりますか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） ありがとうございます。お答えさせていただきます。

先ほども言いましたが、細川議員に対する市長答弁の中で申されましたが、1月1日よりチャージを開始するように準備をしております。めじかの定着、利用促進を図るためには、チャージに対するプレミアムポイントという形で、さらなるポイント付与を実施する計画です。

また、店舗の御協力も得ながら、カードを提示することで受けられる特典や、めじかカードを利用することで受けられる特典なども順次増やしております。市民の皆様が1万円分のポイ

ント使用後もチャージをしていただき、少しお得に使ってもらえる、とさしみず地域電子通貨として定着させていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 1 番、谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） ありがとうございます。

清水のお店でもポイント 7 倍の日とかポイント 10 倍の日になると、たくさんの方が買物に來られております。ぜひ、お店の方にとっても市民にとってもお得で利便性のいいカードになりますようお願いして、電子通貨めじかの質問を終わりたいと思います。

次に、高齢者免許返納について、企画財政課長にお尋ねします。

ここ数年、テレビでも高齢ドライバーによる交通事故の報道はよく目にしますが、公共交通や住民の移動手段の確保が難しい本市での免許返納状況についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

警察署及び総務課が所管する高齢者交通安全対策推進協議会による数値では、免許返納者数は、平成 28 年度に 36 人でありましたが、近年増加しており、平成 29 年度が 73 人、平成 30 年度が 82 人、令和元年度が 124 人となっております。

そのうち、バス・タクシーチケットの交付を希望し、企画財政課でチケットの交付申請を行った人数は、平成 29 年度が 50 人、平成 30 年度が 54 人、令和元年度は 99 人となっており、免許返納者のうち約 7 割から 8 割の方々がチケットを申請していただいている状況となっております。

このバス・タクシーチケットの申請につきましては、警察署で免許証返納時に、バス・タクシーチケットの申請の説明を受けて、年齢が 65 歳以上でチケットの利用を希望する方が申請を行っている状況となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1 番、谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） ありがとうございます。

バス・タクシーチケットは希望者のみ受け取ることができるんですね。ありがとうございます。自主返納された方に対して、どのような支援をされておりますか。企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

高齢者運転免許証返納支援につきましては、65歳以上の方を対象として、高齢者交通安全対策推進協議会が事業所の協力を得ながら取り組んでいるものと、企画財政課が所管する地域公共交通協議会が行う支援、2つの支援がございます。

高齢者交通安全対策推進協議会が行う支援は、事業所の協力によりまして、市内の量販店の商品券及び商品の詰め合わせセットの贈呈のほか、中心商店街では全ての店舗ではありませんが、利用料金の割引を行っております。また交通事業所におきましても各種割引制度があります。

企画財政課が所管する地域公共交通協議会で行っている支援は、高知西南交通を含む市内の公共交通機関で利用できますバス・タクシーチケットを、毎年、1人年間6,000円分の交付を行っております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 1番、谷口佳保君。

(1番 谷口佳保君発言席)

○1番(谷口佳保君) 課長、確認ですが、毎年6,000円ということですが、毎年ということとは、返納された方が亡くなられるまで毎年6,000円ずっと送り続けられるということでしょうか。また、更新手続等は必要ですか。お願いします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

ずっと毎年、1人6,000円交付いたします。手続については不要です。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 1番、谷口佳保君。

(1番 谷口佳保君発言席)

○1番(谷口佳保君) かなり手厚い支援をされていると思います。ありがとうございます。

この6,000円のバス・タクシーチケットの支援ですが、地域電子通貨めじかをうまく活用することはできませんか。企画財政課長にお尋ねします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

現在、観光商工課が取り組んでおります地域通貨券めじかについては、庁内の関係する課の

係長で作業部会を立ち上げ、各課で実施しております事業について、めじかへの導入の可否について検討を行っております。

この免許証返納支援についても、この作業部会で検討を行っておりまして、導入につきましては交通事業所の協力も必要でありますし、もし導入が可能であれば、めじかを利用することも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1 番、谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） ぜひ、交通事業所の皆さんにも御協力いただいて、清水で支払いをするときにはめじか、移動もめじか、買物もめじか、めじかが定着することを願います。

かなり手厚い、返納者の方が亡くなられるまで6,000円のチケットがずっと送られる、更新手続なし。このかなり手厚い6,000円の支援ですが、今現在では免許返納をされた御本人しか使えないバス・タクシーチケットとなっていますよね。

例えば、高齢世帯で御主人が車を運転して、奥さんがお買物担当。御主人が免許返納した場合に、御主人に対してチケットが発行されるので、奥さんが買物に行きたくても、このときはこのチケットは利用できないということですよね。

ここで、この6,000円のチケットを地域電子通貨めじかにポイントチャージすることが可能になれば、家族間で利用ができるようになり、返納者の方々にとっては利便性が向上するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在、バス・タクシーチケットを利用できるのは、交付された本人に限定しておりますが、利用者からは、本人以外でも家族であれば利用できるようにしてほしいという意見を数多く頂いておりますので、免許返納時に交付されます運転経歴証明書、それを提示すれば、家族間でのバス・タクシーチケットの利用が可能となるように、現在検討を行っておりますので、来年度から実施できるよう公共交通協議会に、その旨を諮っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1 番、谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） ありがとうございます。これもぜひ活用できるようお願いします。

次に、地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

まず、地域おこし協力隊と…

○議長（永野裕夫君） 谷口議員、先ほどの観光商工課長の答弁の中で訂正があるということですので、それを許したいと思いますので、まず観光商工課長の訂正のことから入りたいと思います。

観光商工課長、お願いいたします。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お許しいただきまして、議長ありがとうございます。谷口議員も申し訳ありません。

先ほど、ポイント付加ができるのを11月1日からなんですけれども、1月と言ってしまったようですので、大変失礼いたしました。チャージができてポイントができるようになるのは11月1日からになりますので訂正させてください。ありがとうございました。議長、失礼します。

○議長（永野裕夫君） よろしいですか。それでは、質問に戻ってください。

1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） すみません、ありがとうございます。

次に、地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

まず、地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れて、地域協力活動を行ってもらい、定住・定着を図ることで、地域での生活や社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度で、2009年度から総務省によって制度化されたものです。分かりやすいのが、俳優の生田斗真さん主演で、四万十市を舞台としたドラマ「遅咲きのヒマワリ〜ボクの人生、リニューアル〜」。あのドラマは主人公が四万十市の市役所の臨時職員で、四万十市の地域おこし協力隊という設定で放送されておりました。

その地域おこし協力隊ですが、本市のこれまでの状況についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本市の地域おこし協力につきましては、平成25年度から導入しておりまして、これまで17名を雇用し、そのうち13名が退任されまして、そのうち8名が市内に定住しております。

また、現在活動している協力隊は4名で、各隊員がそれぞれのミッションに取り組み、地域

振興に携わっていただいておりますし、現在も協力隊の募集を行っておりまして、緑の森づくり推進担当、鳥獣対策担当、あしずりキングの特産品化支援推進担当、それと営農推進担当をそれぞれ1名ずつ計4名を募集しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

17人中の8名ということは、大体ほぼ半分ぐらいの方が定着してくれているんですね。今回の補正予算で地域おこし協力隊に関する減額補正が目立っているように感じました。このコロナ禍での地域おこし協力隊雇用ですので、今年度については減額される予算額も大きくなっているのではないかと思います。本年度減額された予算額について、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本年度につきましては、先ほど答弁いたしました、現在募集中の4名と移住促進担当の計5名を新たに雇用することとしておりましたが、今のところ移住促進担当の1名のみの雇用となっております。今回の補正予算におきまして、雇用に至っていない協力隊のうち3名分について、6か月分の人件費と活動経費、計474万4,000円を減額することとしております。昨年も6名の新規雇用を予定しておりましたが、1名のみの雇用というふうになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

毎年減額補正をされているようですが、どうしてこんなにも募集が少ないのでしょうか。

地域おこし協力隊の役割は、一連の活動を通じて地域力の維持、強化を図っていくことを目的とされています。本市にとって、本当に必要な地域おこし協力隊ですが、協力隊を募集するに当たって、どのような周知やアピールをされているか、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

協力隊の募集に際しましては、市ホームページのほか、県のホームページの移住サイトにも

掲載していただき募集を行っており、また東京、大阪などで開催される移住相談会などにおきましても、本市への移住希望者に対し、募集要件が合う方には地域おこし協力隊の勧誘を行っており、その際に本市の支援制度、各種資格取得補助金、また、退任後の起業支援の上限100万円の補助制度などの説明をしながら募集を行っているところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1 番、谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） 本市での協力隊の募集方法は、行政側がミッションを設定して、そのミッションに興味を持たれた方が募集してくださっている状況だと思いますが、先日、津野町に行って研修がありまして、そちらのほうで地域おこし協力隊の話聞くことがありまして、津野町では、地域おこし協力隊の方が相談会等に行くときに、本人提案型という形を取っているそうです。例えば募集時に土佐清水に移住しませんか、田舎で暮らしてみませんかという形で広く大きく門扉を広げて、実際に田舎暮らしで移住を考えておられる方とお話をしながら、その中でその方の得意なことや、やってみたいこと、田舎に来てこういうことをやってみたいよというお話を聞き取りしながら、それを本市の求めている部分と重なり合わせながらミッションを設定していくという形を取られているそうです。なので、今のこの仕事、例えばあしずりキングに特化したという協力隊、ここを担ってほしいですよというのはすごくよく分かるんですけども、定住していただく、地域を担ってもらえる存在になるということを目的に、提案型のフリーミッションの方法に募集方法を変えてみてはどうかと思いますが、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本市におきましても、一番最初、平成25年度に導入したときの1期生の2名につきましては、フリーミッションで導入したという経過があります。

これまで答弁させていただいたとおり、近年、協力隊の募集を行ってもなかなか応募がない状況が続いておりますので、谷口議員からの提案も含め、より効果的な募集方法、PR方法を今後、調査研究しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1 番、谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） ぜひよろしく申し上げます。

土佐清水におられる方はもちろん、移住してきてくださる方ももちろん、住民皆さんの力をお借りしてもっともっと土佐清水が盛り上がるよう、私もお力添えができたらと思いますので、これからも引き続き声を届けてまいりたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明 9 月 1 6 日 午前 1 0 時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 1 時 4 7 分 延 会